

# 年金受給権発生後に 公務員として再就職した際の手続きについて

老齢給付または障害給付の受給権者が、受給権発生後に公務員として再就職した際には、法律の規定により「年金受給権者再就職届書（組合員用）」のご提出が必要となります。



## 届書について

本組合ホームページ「各種申請書ダウンロード」に掲載しておりますので、ご記入のうえ、所属所の共済事務担当課にご提出してください。

## 注意点

- 届書のご提出が遅くなりますと、年金額の過払いとなり、ご返還いただく場合があります。
- 老齢厚生年金について、支給額の一部または全部が支給停止となる場合があります。  
退職共済年金（経過的職域加算額）及び障害共済年金（経過的職域加算額）については、全額支給停止となります。

## 老齢厚生年金の支給停止額の計算について

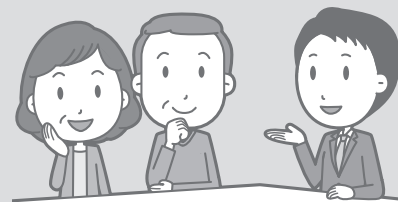
65歳未満の方と65歳以上の方で停止額の計算方法が異なります。

### 65歳未満の場合

$$\mathbf{1} \text{ 年金} + \mathbf{2} \text{ 賃金} > 28 \text{ 万円}$$

(基本月額)                      (総報酬月額相当額)

※**1** + **2** が28万円以下の場合、支給停止額は0円となります。



1年金が 28万円 以下の場合	2賃金が47万円以下のとき	2賃金が47万円を超えるとき
	$\frac{\mathbf{1} + \mathbf{2} - 28 \text{ 万円}}{2} \times 12 \text{ 月}$	$\left\{ \frac{(47 \text{ 万円} + \mathbf{1} - 28 \text{ 万円})}{2} + (\mathbf{2} - 47 \text{ 万円}) \right\} \times 12 \text{ 月}$
1年金が 28万円を 超える場合	2賃金が47万円以下のとき	2賃金が47万円を超えるとき
	$\frac{\mathbf{2}}{2} \times 12 \text{ 月}$	$\left\{ \frac{(47 \text{ 万円})}{2} + (\mathbf{2} - 47 \text{ 万円}) \right\} \times 12 \text{ 月}$

### 65歳以上の場合

$$\mathbf{1} \text{ 年金} + \mathbf{2} \text{ 賃金} > 47 \text{ 万円}$$

(基本月額)                      (総報酬月額相当額)

※**1** + **2** が47万円以下の場合、支給停止額は0円となります。

$\frac{\mathbf{1} + \mathbf{2} - 47 \text{ 万円}}{2} \times 12 \text{ 月}$
---

**!** 公務員以外の加入期間に基づく複数の老齢厚生年金を有する場合、上記計算式により計算した結果、支給停止額がある場合は、当該支給停止額をそれぞれの年金額で按分して算出した額に基づき、それぞれの年金から停止することとなります。

## 1 年金(基本月額) .....

老齢厚生年金※1 の年額(加給年金額・経過的加算額・繰下げ加算額を除く。)の1 / 12

※1…複数の老齢厚生年金を有する場合、合算額となります。

## 2 賃金(総報酬月額相当額) .....

標準報酬月額※2 と過去1年間の標準賞与額の総額の1 / 12の合算

※2…厚生年金保険法の規定による標準報酬月額

なお、令和2年度時点での法律によるものとなりますので、ご注意ください。

### 退職共済年金(経過的職域加算額)及び障害共済年金(経過的職域加算額)の支給停止について

公務員(第2号および第3号厚生年金被保険者)で在職中…全額支給停止

民間企業等および短時間再任用で在職中……………全額支給

3 公務員としての加入期間が44年以上ある方に対する「長期加入者の特例」および傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態にある者が老齢厚生年金の受給権発生後に申請を行うことができる「障害者特例」については、支給停止となります。

### 提出が必要な場合の例

公務員退職 ⇒ 受給権発生 ⇒ 公務員に再就職

公務員退職 ⇒ 受給権発生(民間企業に就労中) ⇒ 公務員に再就職

公務員在職中(再任用) ⇒ 受給権発生 ⇒ 公務員退職 ⇒ 公務員に再就職

・受給権者が他の共済組合から異動した場合は必ず提出してください。

### 提出が不要な場合の例

公務員在職中(再任用) ⇒ 受給権発生

公務員退職 ⇒ 受給権発生(民間企業に就労中)

公務員退職 ⇒ 受給権発生 ⇒ 民間企業に再就職

公務員退職 ⇒ 受給権発生 ⇒ パート勤務等厚生年金に非加入



※ 所属所に再任用中の方は、勤務形態によって、民間企業再就職扱いの場合もありますので、勤務先等にご確認ください。

お問い合わせ先 年金課 ☎048-822-3307

## 本年10月に年金払い退職給付に係る基準利率及び 終身年金現価率並びに有期年金現価率の値が変わります

地方公務員共済組合連合会では、ホームページに基準利率や年金現価率等に関する情報を掲載しています。

今後、これらの率についての関連情報等を掲載していきますので、是非、ご覧ください。

<https://www.chikyoren.or.jp/> (地方公務員共済組合連合会トップページ)

トップページの「年金関連情報⇒年金財政関係⇒年金払い退職給付(退職等年金給付)

⇒地共連の定款で定める事項(基準利率等)」からご覧いただけます。 地方公務員共済組合連合会